



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 人事委員会規則

*19	給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則	1
*20	職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	2
*21	教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	2
*22	警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	3
*23	教育職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則	4
*24	警察官の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則	4
*25	教育職員の平成27年4月1日における給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則	5
*26	警察官の平成27年4月1日における給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則	5
*27	職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	5
*28	教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	27
*29	警察官の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	36
*30	職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則	42
*31	教育職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則	43
*32	警察官の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則	43
*33	職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	44
*34	勤勉手当の支給基準に関する規則の一部を改正する規則	44
*35	職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	45
*36	職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則	45
*37	一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則の一部を改正する規則	46
*38	一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部を改正する規則	46
*39	職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	47

人事委員会規則

和歌山県人事委員会規則第19号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和32年和歌山県人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第12号を同条第16号とし、同条第11号の次に次の4号を加える。

- (12) 近代美術館
- (13) 博物館
- (14) 自然博物館

(15) 紀伊風土記の丘

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第20号

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する規則（昭和32年和歌山県人事委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第9条の3中「6箇月」を「6か月」に改める。

第9条の4中「法人に使用されるもの」を「者」に改め、同条各号を次のように改める。

(1) 沖縄振興開発金融公庫又は国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人の職員

(2) 公益的法人等派遣条例第12条第1号に規定する退職派遣者

(3) 前2号に掲げる者のほか、人事委員会がこれらに準ずる者であると認めるもの

第13条の5第2項第2号中「」をしている職員」の次に「（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1か月以下である職員を除く。）」を加え、「（1回の承認に係る期間（当該期間が2以上ある場合にあつては、これらの期間を合算した期間）が1箇月以下である育児休業をしている職員として在職した期間を除く。）」を削り、同条第3項中「6箇月」を「6か月」に改め、同項第8号を次のように改める。

(8) 公益的法人等派遣条例第12条第1号に規定する退職派遣者

別表第4中「第5条第4項」を「第5条第5項」に改める。

別記第1号様式中「不服申立て」を「審査請求」に、「60日」を「3か月」に、「6箇月」を「6か月」に、「決定」を「裁決」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

2 職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成27年和歌山県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を次のように改める。

(地域手当に関する経過措置)

2 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成27年和歌山県条例第5号）附則第7項の表に規定する人事委員会規則で定める割合は、国家公務員の地域手当の支給割合の例による。

附則第3項を削る。

附則第4項中「6箇月」を「6か月」に改め、同項を附則第3項とする。

和歌山県人事委員会規則第21号

教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の給与に関する規則（昭和32年和歌山県人事委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。
第11条第1項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第11条の2第3項中「退職派遣者」の次に「（以下「退職派遣者」という。）」を加える。

第11条の4中「6箇月」を「6か月」に改める。

第11条の5中「法人に使用されるもの」を「者」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) 沖縄振興開発金融公庫又は国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人の職員
- (2) 退職派遣者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、人事委員会がこれらに準ずる者であると認めるもの

第14条の5第2項第2号中「）をしている職員」の次に「（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1か月以下である職員を除く。）」を加え、「（1回の承認に係る期間（当該期間が2以上ある場合にあつては、これらの期間を合算した期間）が1箇月以下である育児休業をしている職員として在職した期間を除く。）」を削り、同条第3項中「6箇月」を「6か月」に改め、同項第8号中「（公益的法人等派遣条例第12条第1号に規定する退職派遣者）」を削る。

別記第1号様式中「不服申立て」を「審査請求」に、「60日」を「3か月」に、「6箇月」を「6か月」に、「決定」を「裁決」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

- 2 教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成27年和歌山県人事委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を次のように改める。

（地域手当に関する経過措置）

- 2 教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成27年和歌山県条例第33号）附則第7項の表に規定する人事委員会規則で定める割合は、国家公務員の地域手当の支給割合の例による。

附則第3項中「6箇月」を「6か月」に改める。

和歌山県人事委員会規則第22号

警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の給与に関する規則（昭和29年和歌山県人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。
第7条第1項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第8条の2中「6箇月」を「6か月」に改める。

第8条の3中「法人に使用されるもの」を「者」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) 沖縄振興開発金融公庫又は国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人の職員
- (2) 公益的法人等派遣条例第12条第1号に規定する退職派遣者（以下「退職派遣者」という。）
- (3) 前2号に掲げる者のほか、人事委員会がこれらに準ずる者であると認めるもの

第10条第2項中「公益的法人等派遣条例第12条第1号に規定する」を削る。

第14条の5第2項第2号中「）をしている警察官」の次に「（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1か月以下である警察官を除く。）」を加え、

「(1回の承認に係る期間(当該期間が2以上ある場合にあつては、これらの期間を合算した期間)が1箇月以下である育児休業をしている警察官として在職した期間を除く。)」を削り、同条第3項中「6箇月」を「6か月」に改め、同項第8号中「(公益的法人等派遣条例第12条第1号に規定する退職派遣者)」を削る。

別表第2の2警察本部の項第1号及び第2号中「警務部参事官」の次に「(サイバーセキュリティ担当を除く。)」を加え、同項第5号中「、少年サポートセンター長及び警察航空隊長」を「及びセンター長(運転免許課に置くものを除く。)」に改める。

別記第1号様式中「不服申立て」を「審査請求」に、「60日」を「3か月」に、「6箇月」を「6か月」に、「決定」を「裁決」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、別表第2の2の改正規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の警察職員の給与に関する規則別表第2の2の規定は、平成28年3月25日から適用する。

(警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

3 警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成27年和歌山県人事委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

附則第2項を次のように改める。

(地域手当に関する経過措置)

2 警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成27年和歌山県条例第36号)附則第7項の表に規定する人事委員会規則で定める割合は、国家公務員の地域手当の支給割合の例による。

附則第3項中「6箇月」を「6か月」に改める。

和歌山県人事委員会規則第23号

教育職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

教育職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則(平成18年和歌山県人事委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「別表第1及び別表第2」を「別表第2及び別表第3」に改め、同項第1号中「第24条の2及び第24条の3」を「第26条及び第27条」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第24号

警察官の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

警察官の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則

警察官の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則(平成18年和歌山県人事委員会規則第16号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項各号列記以外の部分中「別表」を「別表第2」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第25号

教育職員の平成27年4月1日における給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

教育職員の平成27年4月1日における給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の平成27年4月1日における給料の切替えに伴う経過措置に関する規則（平成27年和歌山県人事委員会規則第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「別表第1及び別表第2」を「別表第2及び別表第3」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第26号

警察官の平成27年4月1日における給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

警察官の平成27年4月1日における給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則

警察官の平成27年4月1日における給料の切替えに伴う経過措置に関する規則（平成27年和歌山県人事委員会規則第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「別表」を「別表第2」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第27号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成5年和歌山県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「級別標準職務」を「級別職務」に、「第24条」を「第24条の2」に、

「第9章 特別の場合に
第10章 雑則（第47条

における号給の決定（第43条―第46条）
―第50条）
」
「第9章 降号（第42条の2）
を 第10章 特別の場合における号給の決定（第43条―第46条）
第11章 雑則（第47条―第50条）
」
に改める。

第1条中「第8条第3項の規定による職務の級についての標準的な職務の内容、任命権者がその所属の職員の職務の級及び号給を決定する場合」を「第9条第1項に規定する新たに職員として任用する場合の初任給の基準並びに昇格及び降格」に改める。

第2条第1号中「いずれか一の」を「いずれかの」に改め、同条第11号を同条第12号とし、同条第4号か

ら第10号までを1号ずつ繰り下げ、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 降号 職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。

第2章の章名中「級別標準職務」を「級別職務」に改める。

第3条を次のように改める。

(級別職務)

第3条 給与条例第8条第3項に規定する等級別基準職務表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度のものとして人事委員会規則で定める職務は、別表第1に定める級別職務分類表に定めるとおりとする。

第6条第2項第3号中「で、第1号に掲げる職員に準じて取り扱うことについてあらかじめ人事委員会の承認を得たもの」を削り、同項第4号中「第18条第2項」を「第21条の2第3項」に改め、同項第5号を次のように改める。

(5) 職員以外の地方公務員、国家公務員その他人事委員会の定めるこれらに準ずる者から人事交流等により引き続いて職員となった者

第11条第2項中「前項第2号」を「前項」に改める。

第12条第1項中「第24条第1項」を「第24条の2第1項」に改める。

第20条第3項中「第1項第2号」を「第1項」に改める。

第23条第4項中「昇格させた場合におけるその者の号給」を「昇格させる場合において、第1項の規定により決定される号給が部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるとき」に、「号給とする」を「ところにより、その者の号給を決定することができる」に改める。

第24条第1項中「降格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給）」を「その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、降格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第8に定める降格時号給対応表の降格後の号給欄に定める号給」に改め、同条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該号給は、当該職員が降格した日の前日に受けていた給料月額に達しない額の号給でなければならない。

第24条を第24条の2とし、第23条の次に次の1条を加える。

(降格)

第24条 職員を降格させる場合には、その職務に応じ、その者の属する職務の級を下位の職務の級に決定するものとする。

2 前項の規定により職員を降格させる場合には、当該職員の人事評価の結果又は勤務成績を判定するに足りると認められる事実に基づきその職務の級より下位の職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められなければならない。

3 職員から書面による同意を得た場合には、第1項の規定により当該職員を降格させることができる。

第25条第2項を次のように改める。

2 第20条第3項の規定は、前項の規定により職員の職務の級を決定する場合に準用する。

第26条第3項中「第24条」を「第24条の2」に改める。

第27条第2項中「第25条第2項」を「第20条第3項」に改める。

第10章を第11章とし、第9章を第10章とし、第8章の次に次の1章を加える。

第9章 降号

第42条の2 職員の分限に関する条例（昭和27年和歌山県条例第1号）第4条の規定により職員を降号させる場合におけるその者の号給は、降号した日の前日に受けていた号給より2号給下位の号給（当該受けていた号給が職員の属する職務の級の最低の号給の直近上位の号給である場合にあっては、当該最低の号給）とする。

第44条第1項中「この条において」及び「（以下「休職等の期間」という。）」を削る。

別表第1を次のように改める。

別表第1 級別職務分類表 (第3条関係)

ア 行政職給料表級別職務分類表

組織		職務の級									
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	
知事	共通	※福祉主事 又は福祉技師 ※医療主事 又は医療技師									
	本庁	※航海士 ※機関士 ※通信士		※主査航海士 ※主査機関士 副主査航海士 副主査機関士 検査専門員	※船長 ※機関長	総括課長補佐 政策審議員 改革推進員 監察査察員 調査員 検査員 主任航海士 主任機関士	※室長 副室長 分室長 総括審議員 総括監察査察員 総括検査員	旅券事務長	知事室次長 行政改革担当参事 国際担当参事 政策統括参事 生活安全参事 食品安全参事 労働政策参事 会計局長	危機管理監 監察査察監 知事室長 理事 技監 会計管理者	
	地方機関	共通					専門技術員 調査員	総括専門員			
	振興局						出張所長 会計専門員 会計駐在員 旅券駐在員 検査員 入札契約統括員 次長 (京奈和高速事務所に置くものに限る。)	※所長 支所長 副参事 次長 (京奈和高速事務所に置くものを除く。) 支所次長			
	東京事務所							企業誘致統括員			
	県税事務所						県税窓口統括員	次長			

消 防 学 校				※教務主任		教 頭			
防災航空センター						次 長			
文 書 館						次 長			
環境衛生研究センター						次 長			
消費生活センター					支 所 長	次 長			
子ども・女性・障害者相談センター				室 長		次 長			
紀南児童相談所						次 長 分 室 長			
仙 溪 学 園						次 長			
精神保健福祉センター						次 長			
保 健 所						支 所 長 次 長 支所次長			
高等看護学院					事務長代理	事 務 長		副学院長	
こころの医療センター						事務局次長	事務局長		
公営競技事務所						次 長			
産業技術専門学院	※職業指導員					副学院長			
工業技術センター							副 所 長		
水産試験場	※航 海 士 ※機 関 士 ※通 信 士		※主査航海士 ※主査機関士 副主査航海士 副主査機関士	※船 長 ※機 関 長	主任航海士 主任機関士				

		農業大学校				助 教	部 長 次 長 准 教 授	所 長 副 校 長 教 授				
		南紀白浜空港管理事務所						次 長				
		和歌山下津港湾事務所						次 長				
	県 議 会						調 査 員	総括調査員		事務局次長		
教 育 委 員 会	共 通					※指導主事 ※社会教育主事 ※教育相談主事	主任指導主事 主任社会教育主事 ※専門員					
	本 庁	※体育指導員				※人事主事 ※政策推進員	分 室 長	室 長 教育企画員		教育企画監 局 長		
	地 方 機 関	教育センター学びの丘						教育相談室長	副 所 長			
		図 書 館	※司 書		副主査司書	主査司書	センター長 主任司書		副 館 長 紀南図書館長			
		近代美術館							副 館 長			
		博 物 館								副 館 長		
		紀伊風土記の丘								副 館 長		
		自然博物館								副 館 長		
県立学校												
							※事務長 事務長補佐					
警 察	共 通			主 任								
	本 部	※保健師 ※航空整備士					調 査 官 隊長補佐 校長補佐 師 範	※監察官 管 理 官 次 席 所 長 副 所 長	理 事 官	参 事 官		

							室 長 場 長 センター 長 首席師範			
	地方 機関	警 察 署					会 計 官			
選挙 管理 委員会	本	庁					事務局長 事務局次 長			
	地方 機関	分 局					分 局 長 分局長代 理			
		監 査 委 員 会				調 査 員	総括調査 員			
		労 働 委 員 会							事務局次 長	
		海区漁業調整委員会					事務局長			

イ 研究職給料表級別職務分類表

組織		職務の級				
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
知事 地方 機関	共 通			総括主任 研究員		
	工業技術セ ンター			課 長	副 所 長	
	農業試験場				副 場 長	
	農業試験場 暖地園芸セ ンター			副 所 長		
	果樹試験場				副 場 長	
	果樹試験場 かき・もも 研究所			副 所 長		
	果樹試験場 うめ研究所			副 所 長		
	畜産試験場			副 場 長		
	畜産試験場			副 所 長		

		養鶏研究所					
		林業試験場				副 場 長	
		水産試験場				副 場 長	
教育委員会	地方機関	近代美術館			学芸課長 教育普及課長		
		博 物 館			学芸課長		
		紀伊風土記の丘			学芸課長		
		自然博物館			学芸課長		
警 察	本 部		研究員主任	専門研究員	副 所 長		

ウ 医療職給料表 (2) 級別職務分類表

組織		職務の級						
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
知事	地方機関	こころの医療センター					室 長	
		家畜保健衛生所					支 所 長	
教育委員会	地方機関	県立学校			副主査栄養士	※主査栄養士		

エ 医療職給料表 (3) 級別職務分類表

組織		職務の級					
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
知事	地方機関	高等看護学院				教務主任	教務主幹
		こころの医療センター				科 長	
		なぎ看護学校				副学校長 教務主任	

備考 これらの表において※印の付された職務のうち、困難な業務又は高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行うものについては、当該職務の級を1級上位の級とする。

別表第3の4の部中学卒の項中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

別表第5備考4中「又は」を「若しくは」に、「課程を」を「課程又は薬学若しくは獣医学に関する課程（修業年限4年のものに限る。）を」に改める。

別表第8を次のように改める。

別表第8 降格時号給対応表 (第24条の2関係)

ア 行政職給料表降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給							
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	33	17	17	9	9	13	13	17
2	33	18	18	10	10	14	14	18
3	33	19	19	11	11	15	15	19
4	34	20	20	12	12	16	16	20
5	35	21	21	13	13	17	17	21
6	36	22	22	14	14	18	18	22
7	37	23	23	15	15	19	19	23
8	39	24	24	16	16	20	20	24
9	40	25	25	17	17	21	21	25
10	42	26	26	18	18	22	22	26
11	43	27	27	19	19	23	23	27
12	44	28	28	20	20	24	24	28
13	45	29	29	21	21	25	25	33
14	46	30	30	22	22	26	26	38
15	47	31	31	23	23	27	27	43
16	48	32	32	24	24	28	28	45
17	49	33	33	25	25	29	29	45
18	50	34	34	26	26	30	30	45
19	51	35	35	27	27	31	31	45
20	52	36	36	28	28	32	32	45
21	53	37	37	29	29	34	33	45
22	54	38	38	30	30	36	34	45
23	55	39	39	31	31	38	35	45
24	56	40	40	32	32	40	36	45
25	58	41	41	33	33	42	38	45
26	60	42	42	34	34	44	40	45
27	62	43	43	35	35	46	42	45
28	64	44	44	36	36	48	47	45
29	66	45	45	37	37	52	52	45
30	68	46	46	38	38	56	57	45
31	70	47	47	39	39	67	61	45
32	72	48	48	40	40	77	61	45
33	74	49	49	41	41	77	61	45
34	76	50	50	42	42	77	61	45
35	78	51	51	43	43	77	61	45
36	80	52	52	44	44	77	61	45

37	81	53	53	45	45	77	61	45
38	82	54	54	46	46	77	61	45
39	83	55	55	47	47	77	61	45
40	84	56	56	48	48	77	61	45
41	86	58	57	49	50	77	61	45
42	88	60	58	50	52	77	61	
43	90	62	59	51	54	77	61	
44	92	64	60	52	56	77	61	
45	93	66	63	53	58	77	61	
46	93	68	66	54	60	77		
47	93	70	69	55	62	77		
48	93	72	72	56	64	77		
49	93	76	75	57	66	77		
50	93	80	78	58	76	77		
51	93	84	81	59	88	77		
52	93	88	84	60	92	77		
53	93	93	88	61	93	77		
54	93	98	92	62	93	77		
55	93	103	97	63	93	77		
56	93	109	102	64	93	77		
57	93	115	107	65	93	77		
58	93	121	112	66	93	77		
59	93	125	113	67	93	77		
60	93	125	113	68	93	77		
61	93	125	113	69	93	77		
62	93	125	113	70	93			
63	93	125	113	71	93			
64	93	125	113	72	93			
65	93	125	113	73	93			
66	93	125	113	74	93			
67	93	125	113	75	93			
68	93	125	113	80	93			
69	93	125	113	85	93			
70	93	125	113	88	93			
71	93	125	113	89	93			
72	93	125	113	90	93			
73	93	125	113	91	93			
74	93	125	113	92	93			
75	93	125	113	94	93			
76	93	125	113	96	93			

77	93	125	113	97	93			
78	93	125	113	98				
79	93	125	113	99				
80	93	125	113	100				
81	93	125	113	101				
82	93	125	113	101				
83	93	125	113	101				
84	93	125	113	101				
85	93	125	113	101				
86	93	125	113	101				
87	93	125	113	101				
88	93	125	113	101				
89	93	125	113	101				
90	93	125	113	101				
91	93	125	113	101				
92	93	125	113	101				
93	93	125	113	101				
94	93	125	113					
95	93	125	113					
96	93	125	113					
97	93	125	113					
98	93	125	113					
99	93	125	113					
100	93	125	113					
101	93	125	113					
102	93	125						
103	93	125						
104	93	125						
105	93	125						
106	93	125						
107	93	125						
108	93	125						
109	93	125						
110	93	125						
111	93	125						
112	93	125						
113	93	125						
114	93							
115	93							
116	93							
117	93							

118	93							
119	93							
120	93							
121	93							
122	93							
123	93							
124	93							
125	93							

イ 研究職給料表降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給			
	1 級	2 級	3 級	4 級
1	25	33	17	21
2	26	34	18	22
3	27	35	19	23
4	28	36	20	24
5	29	37	21	25
6	30	38	22	26
7	31	39	23	27
8	32	40	24	28
9	33	41	25	29
10	34	42	26	30
11	35	43	27	31
12	36	44	28	32
13	37	45	29	33
14	38	46	30	34
15	39	47	31	35
16	40	48	32	36
17	41	50	33	38
18	42	52	34	40
19	43	54	35	42
20	44	56	36	44
21	46	58	37	46
22	48	60	38	48
23	50	62	39	50
24	52	64	40	52
25	53	66	41	54
26	54	68	42	58
27	55	70	43	61
28	56	72	44	64
29	59	74	46	67

30	62	76	48	70
31	65	78	50	73
32	68	80	52	73
33	69	83	53	73
34	70	86	54	73
35	71	89	55	73
36	72	92	56	73
37	74	95	58	73
38	76	98	60	73
39	78	101	62	73
40	80	106	64	73
41	82	111	67	73
42	84	116	70	73
43	86	121	74	73
44	88	121	78	73
45	89	121	82	73
46	90	121	86	73
47	91	121	89	73
48	92	121	89	73
49	93	121	89	73
50	94	121	89	73
51	95	121	89	73
52	96	121	89	73
53	97	121	89	73
54	98	121	89	73
55	99	121	89	73
56	100	121	89	73
57	102	121	89	73
58	104	121	89	73
59	106	121	89	73
60	108	121	89	73
61	112	121	89	73
62	116	121	89	73
63	120	121	89	73
64	121	121	89	73
65	121	121	89	73
66	121	121	89	73
67	121	121	89	73
68	121	121	89	73
69	121	121	89	73

70	121	121	89	73
71	121	121	89	73
72	121	121	89	73
73	121	121	89	73
74	121	121		
75	121	121		
76	121	121		
77	121	121		
78	121	121		
79	121	121		
80	121	121		
81	121	121		
82	121	121		
83	121	121		
84	121	121		
85	121	121		
86	121	121		
87	121	121		
88	121	121		
89	121	121		
90	121			
91	121			
92	121			
93	121			
94	121			
95	121			
96	121			
97	121			
98	121			
99	121			
100	121			
101	121			
102	121			
103	121			
104	121			
105	121			
106	121			
107	121			
108	121			
109	121			
110	121			

111	121			
112	121			
113	121			
114	121			
115	121			
116	121			
117	121			
118	121			
119	121			
120	121			
121	121			

ウ 医療職給料表 (1) 降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給		
	1 級	2 級	3 級
1	21	17	25
2	22	18	26
3	23	19	27
4	24	20	28
5	25	21	29
6	26	22	30
7	27	23	31
8	28	24	32
9	29	25	33
10	30	26	34
11	31	27	35
12	32	28	36
13	33	29	37
14	34	30	38
15	35	31	39
16	36	32	40
17	37	33	41
18	38	34	42
19	39	35	43
20	40	36	44
21	41	37	45
22	42	38	46
23	43	39	47
24	44	40	48
25	45	41	49
26	46	42	50

27	47	43	51
28	50	44	52
29	53	45	53
30	56	46	54
31	59	47	55
32	62	48	56
33	65	49	57
34	65	50	58
35	65	51	59
36	65	52	60
37	65	54	62
38	65	56	64
39	65	58	66
40	65	60	68
41	65	62	70
42	65	64	74
43	65	66	78
44	65	68	82
45	65	71	86
46	65	74	88
47	65	77	89
48	65	82	89
49	65	87	89
50	65	92	89
51	65	97	89
52	65	97	89
53	65	97	89
54	65	97	89
55	65	97	89
56	65	97	89
57	65	97	89
58	65	97	89
59	65	97	89
60	65	97	89
61	65	97	89
62	65	97	89
63	65	97	89
64	65	97	89
65	65	97	89
66	65	97	

67	65	97	
68	65	97	
69	65	97	
70	65	97	
71	65	97	
72	65	97	
73	65	97	
74	65	97	
75	65	97	
76	65	97	
77	65	97	
78	65	97	
79	65	97	
80	65	97	
81	65	97	
82	65	97	
83	65	97	
84	65	97	
85	65	97	
86	65	97	
87	65	97	
88	65	97	
89	65	97	
90	65		
91	65		
92	65		
93	65		
94	65		
95	65		
96	65		
97	65		

エ 医療職給料表 (2) 降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給					
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	21	17	13	17	17	17
2	22	18	14	18	18	18
3	23	19	15	19	19	19
4	24	20	16	20	20	20
5	25	21	17	21	21	21
6	26	22	18	22	22	22

7	27	23	19	23	23	23
8	28	24	20	24	24	24
9	29	25	21	25	25	25
10	30	26	22	26	26	26
11	31	27	23	27	27	27
12	32	28	24	28	28	28
13	33	29	25	29	29	29
14	34	30	26	30	30	30
15	35	31	27	31	31	31
16	36	32	28	32	32	32
17	37	33	29	33	33	33
18	38	34	30	34	34	34
19	39	35	31	35	35	35
20	40	36	32	36	36	36
21	41	37	33	37	37	38
22	42	38	34	38	38	40
23	43	39	35	39	39	42
24	44	40	36	40	40	44
25	45	41	37	41	41	50
26	46	42	38	42	42	56
27	47	43	39	43	43	62
28	48	44	40	44	44	65
29	50	45	41	45	45	65
30	52	46	42	46	46	65
31	54	47	43	47	47	65
32	56	48	44	48	48	65
33	57	49	45	50	50	65
34	58	50	46	52	52	65
35	59	51	47	54	54	65
36	60	52	48	56	56	65
37	62	53	49	57	59	65
38	64	54	50	58	62	65
39	66	55	51	59	65	65
40	68	56	52	60	69	65
41	70	57	53	63	73	65
42	72	58	54	66	77	65
43	74	59	55	69	81	65
44	76	60	56	72	85	65
45	78	61	57	76	85	65
46	80	62	58	80	85	65

47	82	63	59	84	85	65
48	84	64	60	90	85	65
49	85	65	61	96	85	65
50	85	66	62	102	85	65
51	85	67	63	105	85	65
52	85	68	64	105	85	65
53	85	70	65	105	85	65
54	85	72	66	105	85	
55	85	74	67	105	85	
56	85	76	68	105	85	
57	85	78	69	105	85	
58	85	80	70	105	85	
59	85	82	71	105	85	
60	85	84	72	105	85	
61	85	91	74	105	85	
62	85	98	76	105	85	
63	85	105	78	105	85	
64	85	105	80	105	85	
65	85	105	82	105	85	
66	85	105	84	105		
67	85	105	86	105		
68	85	105	88	105		
69	85	105	89	105		
70	85	105	90	105		
71	85	105	91	105		
72	85	105	92	105		
73	85	105	94	105		
74	85	105	113	105		
75	85	105	113	105		
76	85	105	113	105		
77	85	105	113	105		
78	85	105	113	105		
79	85	105	113	105		
80	85	105	113	105		
81	85	105	113	105		
82	85	105	113	105		
83	85	105	113	105		
84	85	105	113	105		
85	85	105	113	105		
86	85	105	113			
87	85	105	113			

88	85	105	113			
89	85	105	113			
90	85	105	113			
91	85	105	113			
92	85	105	113			
93	85	105	113			
94	85	105	113			
95	85	105	113			
96	85	105	113			
97	85	105	113			
98	85	105	113			
99	85	105	113			
100	85	105	113			
101	85	105	113			
102	85	105	113			
103	85	105	113			
104	85	105	113			
105	85	105	113			
106		105				
107		105				
108		105				
109		105				
110		105				
111		105				
112		105				
113		105				

オ 医療職給料表 (3) 降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給				
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1	17	25	13	17	21
2	17	26	14	18	22
3	17	27	15	19	23
4	18	28	16	20	24
5	19	29	17	21	25
6	20	30	18	22	26
7	21	31	19	23	27
8	22	32	20	24	28
9	23	33	21	25	29
10	24	34	22	26	30
11	26	35	23	27	31

12	27	36	24	28	32
13	28	37	25	29	33
14	29	38	26	30	34
15	30	39	27	31	35
16	32	40	28	32	36
17	33	41	29	33	37
18	34	42	30	34	38
19	35	43	31	35	39
20	36	44	32	36	40
21	37	45	33	37	41
22	38	46	34	38	42
23	39	47	35	39	43
24	40	48	36	40	44
25	41	49	37	41	45
26	42	50	38	42	46
27	43	51	39	43	47
28	44	52	40	44	48
29	45	53	41	45	50
30	46	54	42	46	52
31	47	55	43	47	54
32	48	56	44	48	56
33	49	57	45	49	58
34	50	58	46	50	60
35	51	59	47	51	62
36	52	60	48	52	64
37	53	61	49	53	66
38	54	62	50	54	68
39	55	63	51	55	70
40	56	64	52	56	72
41	57	65	53	57	78
42	58	66	54	58	84
43	59	67	55	59	90
44	60	68	56	60	93
45	61	69	57	61	93
46	62	70	58	62	93
47	63	71	59	63	93
48	64	72	60	64	93
49	65	73	61	65	93
50	66	74	62	66	93
51	67	75	63	67	93

52	68	76	64	68	93
53	69	77	65	70	93
54	70	78	66	72	93
55	71	79	67	74	93
56	72	80	68	76	93
57	73	81	69	77	93
58	74	82	70	78	93
59	75	83	71	79	93
60	76	84	72	80	93
61	77	85	73	82	93
62	78	86	74	84	93
63	79	87	75	86	93
64	80	88	76	88	93
65	82	89	77	90	93
66	84	90	78	92	93
67	86	91	79	94	93
68	88	92	80	98	93
69	89	93	81	102	93
70	90	94	82	106	
71	91	95	83	110	
72	92	96	84	112	
73	94	97	85	114	
74	96	98	86	116	
75	98	99	87	118	
76	100	100	88	120	
77	101	101	89	121	
78	102	102	90	121	
79	103	103	91	121	
80	104	104	92	121	
81	108	107	93	121	
82	112	110	94	121	
83	116	113	95	121	
84	120	116	96	121	
85	124	120	98	121	
86	128	124	100	121	
87	132	128	102	121	
88	136	132	104	121	
89	140	135	105	121	
90	144	140	106	121	
91	148	145	107	121	
92	152	150	110	121	

93	156	153	113	121	
94	160	153	116		
95	164	153	119		
96	168	153	122		
97	169	153	125		
98	169	153	125		
99	169	153	125		
100	169	153	125		
101	169	153	125		
102	169	153	125		
103	169	153	125		
104	169	153	125		
105	169	153	125		
106	169	153	125		
107	169	153	125		
108	169	153	125		
109	169	153	125		
110	169	153	125		
111	169	153	125		
112	169	153	125		
113	169	153	125		
114	169	153	125		
115	169	153	125		
116	169	153	125		
117	169	153	125		
118	169	153	125		
119	169	153	125		
120	169	153	125		
121	169	153	125		
122	169	153			
123	169	153			
124	169	153			
125	169	153			
126	169				
127	169				
128	169				
129	169				
130	169				
131	169				
132	169				

133	169				
134	169				
135	169				
136	169				
137	169				
138	169				
139	169				
140	169				
141	169				
142	169				
143	169				
144	169				
145	169				
146	169				
147	169				
148	169				
149	169				
150	169				
151	169				
152	169				
153	169				

備考 これらの表の降格後の号給欄中「1級」等とあるのは、その者が降格した職務の級を示す。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第28号

教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成5年和歌山県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

目次中「級別標準職務及び」を削り、「第24条」を「第25条」に、「第24条の2-」を「第26条・」に、
 「第8章 特別の場合における号給の決定（第38条－第41条）」を「第8章 降号（第37条の2）」に、
 「第9章 雑則（第42条・第43条）」を「第9章 特別の場合における号給の決定（第38条－第41条）」に、
 「第10章 雑則（第42条・第43条）」を「第10章 雑則（第42条・第43条）」に

定（第38条－第41条）に改める。

第1条中「第8条第2項の規定による職務の級についての標準的な職務の内容、任命権者がその所属の職員の職務の級及び号給を決定する場合」を「第9条第1項に規定する新たに職員として任用する場合の初任給の基準並びに昇格及び降格」に改める。

第2条第1号中「いずれか一の」を「いずれかの」に改め、同条第7号を同条第8号とし、同条第4号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 降号 職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。

第2章の章名中「級別標準職務及び」を削る。

第3条を次のように改める。

第3条 削除

第10条第2号中「第24条の3第1項」を「第27条第1項」に改める。

第11条第2項中「前項第2号」を「前項」に改める。

第12条第1項中「第24条第1項」を「第25条第1項」に改める。

第20条第3項中「第1項第2号」を「第1項」に改める。

第23条第4項中「昇格させた場合におけるその者の号給」を「昇格させる場合において、第1項の規定により決定される号給が部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるとき」に、「号給とする」を「ところにより、その者の号給を決定することができる」に改める。

第25条から第27条までを削る。

第24条の3第3項中「第24条」を「第25条」に改め、第6章中同条を第27条とする。

第24条の2第2項を次のように改める。

2 第20条第3項の規定は、前項の規定により職員の職務の級を決定する場合に準用する。

第24条の2を第26条とする。

第24条第1項中「降格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給）」を「その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、降格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第8に定める降格時号給対応表の降格後の号給欄に定める号給」に改め、同条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該号給は、当該職員が降格した日の前日に受けていた給料月額に達しない額の号給でなければならない。

第24条第4項を削り、第5章中同条を第25条とし、第23条の次に次の1条を加える。

(降格)

第24条 職員を降格させる場合には、その職務に応じ、その者の属する職務の級を下位の職務の級に決定するものとする。

2 前項の規定により職員を降格させる場合には、当該職員の人事評価の結果又は勤務成績を判定するに足りると認められる事実に基づきその職務の級より下位の職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められなければならない。

3 職員から書面による同意を得た場合には、第1項の規定により当該職員を降格させることができる。

第9章を第10章とし、第8章を第9章とし、第7章の次に次の1章を加える。

第8章 降号

第37条の2 職員の分限に関する条例（昭和27年和歌山県条例第1号）第4条の規定により職員を降号させる場合におけるその者の号給は、降号した日の前日に受けていた号給より2号給下位の号給（当該受けていた号給が職員の属する職務の級の最低の号給の直近上位の号給である場合にあっては、当該最低の号給）とする。

第38条中「第24条の3第2項」を「第27条第2項」に改める。

第39条第1項中「地公法」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）」に改め、「この条において」及び「（以下「休職等の期間」という。）」を削る。

第42条中「第24条の3第1項第2号」を「第27条第1項第2号」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1 削除

別表第3の4の部中学卒の項中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

別表第5備考4中「又は」を「若しくは」に、「課程を」を「課程又は薬学若しくは獣医学に関する課程（修業年限4年のものに限る。）を」に改める。

別表第8を次のように改める。

別表第8 降格時号給対応表（第25条関係）

ア 高等学校等教育職員給料表降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降格後の号給		
	1 級	2 級	3 級
1	21	53	41
2	22	54	42
3	23	55	43
4	24	56	44
5	25	57	45
6	26	58	46
7	27	59	47
8	28	60	48
9	29	61	49
10	30	62	50
11	31	63	51
12	32	64	52
13	33	65	53
14	34	66	54
15	35	67	55
16	36	68	56
17	37	69	57
18	38	70	58
19	39	71	59
20	40	72	60
21	41	73	61
22	42	74	62
23	43	75	63
24	44	76	64
25	45	77	66
26	46	78	68
27	47	79	70
28	48	80	72
29	50	81	74
30	52	82	76
31	54	83	77
32	56	84	77
33	58	85	77

34	60	86	77
35	62	87	77
36	64	88	77
37	66	89	77
38	68	90	
39	70	91	
40	72	92	
41	73	93	
42	74	94	
43	75	95	
44	76	96	
45	78	97	
46	80	98	
47	82	99	
48	84	100	
49	86	102	
50	88	104	
51	90	106	
52	92	108	
53	94	110	
54	96	112	
55	98	114	
56	100	116	
57	103	123	
58	106	130	
59	109	142	
60	112	145	
61	117	145	
62	122	145	
63	127	145	
64	132	145	
65	138	145	
66	144	145	
67	150	145	
68	153	145	
69	153	145	
70	153	145	
71	153	145	
72	153	145	
73	153	145	

74	153	145	
75	153	145	
76	153	145	
77	153	145	
78	153		
79	153		
80	153		
81	153		
82	153		
83	153		
84	153		
85	153		
86	153		
87	153		
88	153		
89	153		
90	153		
91	153		
92	153		
93	153		
94	153		
95	153		
96	153		
97	153		
98	153		
99	153		
100	153		
101	153		
102	153		
103	153		
104	153		
105	153		
106	153		
107	153		
108	153		
109	153		
110	153		
111	153		
112	153		
113	153		
114	153		

115	153		
116	153		
117	153		
118	153		
119	153		
120	153		
121	153		
122	153		
123	153		
124	153		
125	153		
126	153		
127	153		
128	153		
129	153		
130	153		
131	153		
132	153		
133	153		
134	153		
135	153		
136	153		
137	153		
138	153		
139	153		
140	153		
141	153		
142	153		
143	153		
144	153		
145	153		

イ 中学校教育職員給料表降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降格後の号給		
	1 級	2 級	3 級
1	9	49	57
2	10	50	58
3	10	51	59
4	11	52	60
5	12	53	61
6	13	54	62

7	14	55	63
8	15	56	64
9	16	57	65
10	17	58	66
11	18	59	67
12	19	60	68
13	20	61	69
14	21	62	70
15	23	63	71
16	24	64	72
17	25	65	73
18	26	66	74
19	27	67	75
20	28	68	80
21	29	69	85
22	30	70	90
23	31	71	93
24	32	72	93
25	33	73	93
26	34	74	93
27	35	75	93
28	36	76	93
29	37	77	93
30	38	78	93
31	39	79	93
32	40	80	93
33	41	81	93
34	42	82	93
35	43	83	93
36	44	84	93
37	45	85	93
38	46	86	
39	47	87	
40	48	88	
41	50	89	
42	52	90	
43	54	91	
44	56	92	
45	58	93	
46	60	94	

47	62	95	
48	64	96	
49	66	97	
50	68	98	
51	70	99	
52	72	100	
53	73	101	
54	74	102	
55	75	103	
56	76	104	
57	78	105	
58	80	106	
59	82	107	
60	84	108	
61	87	110	
62	90	112	
63	93	114	
64	96	116	
65	101	117	
66	106	118	
67	111	119	
68	116	120	
69	119	122	
70	122	124	
71	125	126	
72	125	128	
73	125	130	
74	125	150	
75	125	155	
76	125	157	
77	125	157	
78	125	157	
79	125	157	
80	125	157	
81	125	157	
82	125	157	
83	125	157	
84	125	157	
85	125	157	
86	125	157	
87	125	157	

88	125	157	
89	125	157	
90	125	157	
91	125	157	
92	125	157	
93	125	157	
94	125		
95	125		
96	125		
97	125		
98	125		
99	125		
100	125		
101	125		
102	125		
103	125		
104	125		
105	125		
106	125		
107	125		
108	125		
109	125		
110	125		
111	125		
112	125		
113	125		
114	125		
115	125		
116	125		
117	125		
118	125		
119	125		
120	125		
121	125		
122	125		
123	125		
124	125		
125	125		
126	125		
127	125		

128	125		
129	125		
130	125		
131	125		
132	125		
133	125		
134	125		
135	125		
136	125		
137	125		
138	125		
139	125		
140	125		
141	125		
142	125		
143	125		
144	125		
145	125		
146	125		
147	125		
148	125		
149	125		
150	125		
151	125		
152	125		
153	125		
154	125		
155	125		
156	125		
157	125		

備考 これらの表の降格後の号給欄中「1級」等とあるのは、その者が降格した職務の級を示す。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第29号

警察官の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

警察官の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

警察官の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成5年和歌山県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

目次中「級別標準職務」を「級別職務」に、「第22条」を「第22条の2」に、「第35条」を「第34条」に、「第8章 特別の場合における号給の決定（第36条―第39条）」を「第8章 降号（第35条）」に、「第9章 雑則（第40条―第43条）」を「第9章 特別の場合における号給 第10章 雑則（第40条―第43条）」に改める。

の決定（第36条―第39条）に改める。

第1条中「第7条第2項の規定による職務の級についての標準的な職務の内容、任命権者がその所属の警察官の職務の級及び号給を決定する場合」を「第8条第1項に規定する新たに警察官として任用する場合の初任給の基準並びに昇格及び降格」に改める。

第2条第10号を同条第11号とし、同条第4号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 降号 警察官の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。

第2章の章名中「級別標準職務」を「級別職務」に改める。

第3条を次のように改める。

(級別職務)

第3条 給与条例第7条第2項に規定する警察官給料表等級別基準職務表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度のもので人事委員会規則で定める職務は、別表第1に定める警察官給料表級別職務分類表に定めるとおりとする。

第6条第2項第3号中「で、第1号に掲げる警察官に準じて取り扱うことについてあらかじめ人事委員会の承認を得たもの」を削り、同項第4号中「第18条第2項」を「第21条の2第3項」に改め、同項第5号を次のように改める。

(5) 警察官以外の地方公務員、国家公務員その他人事委員会の定めるこれらに準ずる者から人事交流等により引き続いて警察官となった者

第10条第2項中「前項第2号」を「前項」に改める。

第11条第1項中「第22条第1項」を「第22条の2第1項」に改める。

第19条第3項中「第1項第2号」を「第1項」に改める。

第21条第1項中「その者に適用される給料表の別に応じ、かつ」を削り、同条第3項中「昇格させた場合におけるその者の号給」を「昇格させる場合において、第1項の規定により決定される号給が部内の他の警察官との均衡を著しく失すると認められるとき」に、「号給とする」を「ところにより、その者の号給を決定することができる」に改める。

第22条第1項中「と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給）」を「に対応する別表第8に定める降格時号給対応表の降格後の号給欄に定める号給」に改め、同条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該号給は、当該警察官が降格した日の前日に受けていた給料月額に達しない額の号給でなければならない。

第5章中第22条を第22条の2とし、第21条の次に次の1条を加える。

(降格)

第22条 警察官を降格させる場合には、その職務に応じ、その者の属する職務の級を下位の職務の級に決定するものとする。

2 前項の規定により警察官を降格させる場合には、当該警察官の人事評価の結果又は勤務成績を判定するに足りると認められる事実に基づきその職務の級より下位の職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められなければならない。

3 警察官から書面による同意を得た場合には、第1項の規定により当該警察官を降格させることができる。

第7条第1項中「できる第1号任期付研究員」の次に「(条例第5条第1項に規定する第1号任期付研究員をいう。以下同じ。)」を加え、「ゆだねた」を「委ねた」に改める。

第8条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第39号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年和歌山県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第10条の3第2項第2号中「前号」を「前2号」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号を同項第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 沖縄振興開発金融公庫

第14条第1項第19号中「7月から9月」を「6月から10月」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。